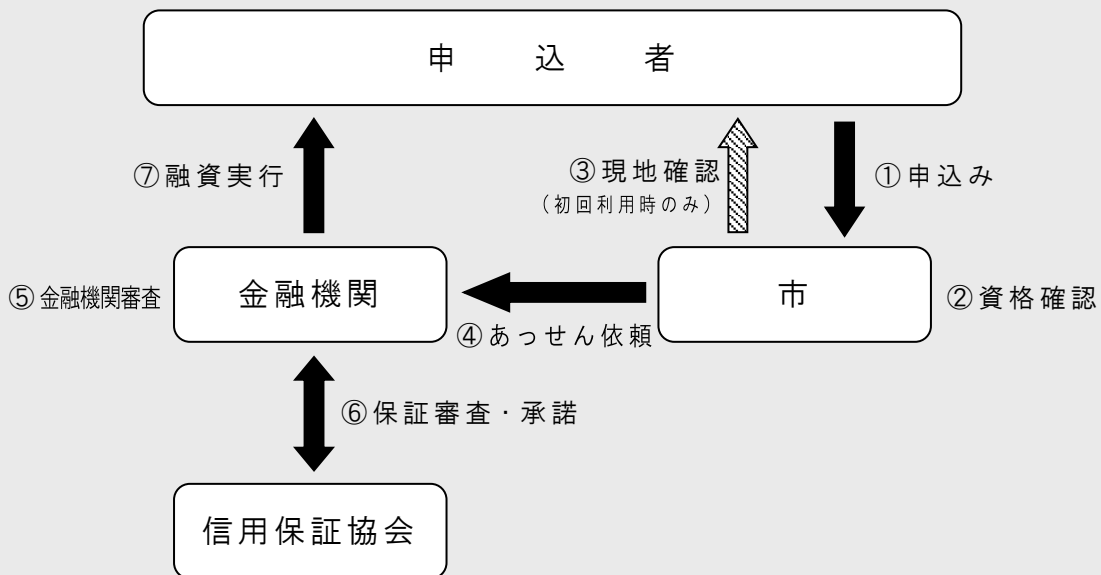


# 行田市中小企業向け融資制度のご案内

行田市では、市内中小企業の事業活動を支援するため、事業資金の融資あっせんを行っています。これは、行田市・金融機関・埼玉県信用保証協会の協調による制度で、金融機関からの低利な借入れを実現しています。

## お申込み～融資実行までの流れ



**遅滞なくご返済いただくと、完済後に利子補給を受けることが可能です**

※中小企業経営近代化振興資金は手続きの流れが異なります

### お問い合わせ

行田市役所 商工観光課 048-556-1111 (内線 383)

### 提携金融機関

埼玉りそな銀行行田支店 (☎556-1131)	武蔵野銀行行田支店 (☎556-3195)
足利銀行行田支店 (☎556-2101)	埼玉縣信用金庫行田支店 (☎556-2148)
群馬銀行行田支店 (☎554-8121)	東和銀行行田支店 (☎553-2151)
熊谷商工信用組行田支店 (☎552-1011)	商工中金熊谷支店 (☎525-3751)

※商工中金熊谷支店は中小企業経営近代化振興資金のみのお取り扱いとなります

# 行田市融資制度一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	小口事業資金		商工業振興資金		中小企業経営近代化振興資金	
限度額	1,250万円		3,000万円		3,000万円	
資金使途	運転	設備	運転	設備	運転	設備
貸付期間	10年 (据置6ヶ月以内)	12年 (据置1年以内)	10年 (据置1年以内)	12年 (据置1年以内)	1～5年 (据置6ヶ月以内)	1～7年 (据置6ヶ月以内)
完済時の 利子補給	貸付日から5年間の 支払利子の1/4	貸付日から7年間の 支払利子の1/4	貸付日から5年間の 支払利子の1/5		なし	
利率	1.25% (利子補給金受給時 実利0.94%～)		1.25% (利子補給金受給時 実利1.00%～)		ご融資日の長期プライムレートより ▲0.75%	
信用保証	埼玉県信用保証協会の保証				必要に応じて	
保証料率	0.8%以内		0.45～1.59%			
担保	不要		原則として不要		必要に応じて	
保証人	不要		個人：原則として不要（状況により他者を付す場合あり） 法人：原則として代表者（状況により他者を付す場合あり）  ○市税完納者 ○債務を弁済できる資力がある方 ○代位弁済に係る債務を負った場合、その債務を完済している方			
利用できる方	共通要件	①市税を滞納していないこと ②中小企業者の要件を満たしていること ③許可・認可・免許・登録等を要する業種を営む場合、その許認可等を取得していること ④本人または連帯保証人として保証協会の代位弁済による債務を負った場合、その債務を完済していること ⑤市制度融資の連帯保証人になっていないこと				
	資金別要件	⑥市内に事業所を有する個人事業者または、市内に本店登記をしている法人で、1年以上同一事業を営んでいること ⑦市民税の所得割又は法人税割が課税されていること ⑧下記従業員要件を満たすこと 製造・建設業等 ⇒ 20人以下 商業・サービス業 ⇒ 5人以下 ⑨協会の既往貸付残高がある場合、その保険の種類がすべて特別小口保険であること	⑥市内に事業所を有する個人事業者または、市内に本店登記をしている法人（協同組合等を含む）で、6ヶ月以上同一事業を営んでいること	⑥市内に2年以上住所・事業所を有する個人事業者または、設立登記後1年以上経過し、市内に本店登記をしている法人（協同組合等を含む）でいずれも2年以上同一事業を営んでいること ⑦信用保証協会の保証付融資の場合は信用保証対象業種を営むこと		
融資審査会の審査	不要					
申込み	随時					
取扱い	市内金融機関				商工中金熊谷支店	
申込先	商工観光課				商工中金熊谷支店	

## 【注意事項】

- 提携金融機関（表紙下段参照）からの融資となりますので、金融機関とよくご相談の上お申ください。
- 利率は半年ごとに見直しをしていますので、必ず最新の利率をご確認ください。
- ご返済にあたっては所定の利子のほかに埼玉県信用保証協会への信用保証料が必要になります。なお、保証料は原則として一括徴収ですが、ご希望により分割徴収も可能です。詳しくは取扱金融機関にご相談ください。
- 今現在、市制度融資をご利用中であっても、制度の限度額の範囲内で何度でもご利用いただけます。ただし、これまで約定どおりにご返済いただいていることが条件となります。
- 設備資金を利用して車両の購入をする場合、必ず営業用登録（1・2・4 ナンバー）をする必要があります。

# 市の融資制度のメリットって・・・？

## ■ メリット① 緊急事業所支援の特別優遇金利！

不況に苦しむ中小企業の皆さまへの緊急支援策として、金融機関と提携して特別優遇金利での貸出を実現しています。本来の貸出利率のうち一部を市が金融機関に利子補給を行うことで、左頁の貸出利率で融資を受けることができます。

## ■ メリット② 完済後に利子補給金を受け取れる！

借入金を償還期間内に完済し市税の滞納がない方に対し、支払利子の一部について利子補給を行っていますので、皆さまの実質の金利負担が軽減されます。

※市外に転出した事業者は対象外となります。

※経営近代化振興資金は利子補給がありません。

○補給時期：償還完了後随時（申請していただく必要があります）

○補給金額：左頁の表記載の割合に基づく

●お申込みの前に・・・（必ずお読みください）

## ■ ご融資の対象とならない業種

- ①農林漁業（一部業種は対象）
- ②金融・保険業（損害保険代理店業及び保険サービス業の一部は対象）
- ③風俗営業飲食業（キャバレー・ナイトクラブ・サロン等）
- ④サービス業のうち、以下のもの
  - ・特殊浴場業（性風俗関連営業のもの）
  - ・政治団体、経済団体、文化団体、宗教団体等
  - ・興信所、集金業、取立業
  - ・その他一部のサービス業

※大部分の商工業者は対象となります

## ■ 資金使途

事業経営に必要な資金に限られます。経営に関連のないものに使用される資金には使用できません。

○運転資金	原材料・商品仕入れ資金、外注費支払い資金、給与・労賃支払い資金、諸経費支払い資金、支払手形・買掛金の決算資金など
○設備資金	設備の新增設・改良・補修等の資金、機械設備購入資金、営業車輛購入資金*など *必ず営業用登録（1・2・4 ナンバー）をする必要があります

×対象にならない資金：土地取得資金、借入金の返済資金、生活消費資金、税金支払い資金など

## ■ 現地確認

以下のケースに該当する場合、皆さまの営業実態について把握させていただくため、商工観光課の担当職員が実際に事業所に伺わせていただきます。

【現地確認を実施するケース】

○市の制度融資を初めて利用する場合

○前回の当制度の利用時から所在地や事業内容等の変更があった場合

※ご理解とご協力をお願いいたします

# 小口事業資金・商工業振興資金 必要書類一覧

○：必ず必要 ▲：場合により必要

	提出書類 ※押印は全て実印	小口		商工業		備考	チェック
		個人	法人	個人	法人		
1	融資あっせん申込書（様式第1号）	○	○	○	○		
2	個人情報の提供に関する同意書（法人の場合、代表者のもの）	○	○				
3	営業開始届出済証明書 ※未届の場合は届出を行なってください	○		○		税務課 市制度融資初回利用時のみ	
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○		○	法務局	
5	許認可証、免許、登録証、認証、届出などの写し	▲	▲	▲	▲	許認可等が必要な業種のみ	
6	風俗営業等を営んでいないことについての宣誓書	▲	▲	▲	▲	飲食業のみ	
7	経歴書（法人の場合、代表者のもの）	▲	▲	▲	▲	保証協会初回利用時のみ	
8	納税証明等証明書（様式第2号）	○	○			税務課	
	市税の未納税額のないことの証明書（完納証明願）			○	○	税務課	
9	事業者概況書	○	○	○	○		
10	確定申告書（青色申告決算書／白色申告収支内訳書を含む）	○		○		直近2年分	
	白色申告者で収支内訳書を未作成の場合、損益計算書	▲		▲		収支内訳書を未作成の場合のみ	
	法人税申告書、決算書（勘定科目明細書を含む）		○		○	直近2期分	
11	残高試算表		○		○	決算から6ヶ月以上経過している場合	
12	保証人 市町村税の未納税額がないことの証明書（完納証明願） ※法人の代表者以外の方が連帯保証人となる場合、14・15も必要			▲	▲	居住市町村の発行する証明書 一人につき一部必要	
13	設備資金 見積書原本 （値引き等含んだ最終的な見積額で日付・見積者押印のあるもの） カタログ（具体的に写真等でサイズ・グレード等確認できるもの） 図面（場所が特定できるもの） 建築確認通知書の写し 賃貸借契約書、所有者の承諾書	○	○	○	○	個人：個人のフルネーム 法人：正式名称	
		○	○	○	○	中古でカタログがない場合は実物の写真	
		▲	▲	▲	▲	改装等を行う場合	
		▲	▲	▲	▲	建築確認を必要とする場合	
		▲	▲	▲	▲	借地借家の場合 （親族・代表者所有の場合も必要）	
● 法人の代表者以外の方が連帯保証人となる場合、さらに必要となる書類							
14	所得および市町村民税・都道府県民税の課税状況がわかる証明書					行田市の場合、所得課税証明書	
15	固定資産評価証明書					固定資産を所有している場合	

※市の審査後、金融機関・保証協会の利用状況に応じて、上記1～15の書類の他に各種証明書や追加の添付資料などが必要となります。

【例】印鑑証明書（本人・保証人）、事業税の納税証明書、受注工事明細書、資金繰り表 など

## 【注意事項】

- 市の審査後、金融機関・信用保証協会の金融審査がありますので、審査の結果、ご希望に添えない結果となる場合もあります。  
なお、融資の実行は、両機関の審査可決後となります。
- お申込後、営業実態調査のため現地調査を行う場合がありますのでご協力ください。

**※お申込みの前に、商工観光課の担当者または借入希望の金融機関へ事前にご相談ください**